

午前10時00分 開会

### ◎開会の宣告

○西沢可祝議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は24名ですので、定足数に達しております。

ただいまから令和3年3月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

### ◎開議の宣告

○西沢可祝議長 直ちに本日の会議を開きます。

### ◎議員の紹介

○西沢可祝議長 先般、吉川市選出組合議会議員、伊藤正勝議員の辞職に伴う改選の結果報告が2月24日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

大泉日出男議員でございます。

次に、三郷市選出組合議会議員、篠田進議員の辞職に伴う改選の結果報告が3月1日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

佐藤裕之議員でございます。

### ◎議席の指定

○西沢可祝議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

佐藤裕之議員14番、大泉日出男議員15番。

以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

### ◎諸般の報告

○西沢可祝議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、閉会中の2月24日において、総務常任委員に大泉日出男議員を選任いたしました。また、閉会中の3月1日において、ごみ処理常任委員に佐藤裕之議員を選任いたしました。

次に、監査委員から定例監査及び出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 8 6 0 号  
令和3年(2021年)3月19日

東埼玉資源環境組合議会

議長 西 沢 可 祝 様

東埼玉資源環境組合  
管理者 高 橋 努

#### 3月組合議会定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月30日招集に係る令和3年3月組合議会定例会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

#### 議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合副管理者の選任につき同意を求めることについて
- 1 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第3号)について
- 1 令和3年度東埼玉資源環境組合会計予算について

以上でございます。

○西沢可祝議長 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○西沢可祝議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

10番 長谷川 真也 議員

11番 矢 澤 江美子 議員

12番 飯 塚 恭代 議員

を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○西沢可祝議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、東埼玉資源環境組合副管理者の選任につき同意を求めることについてのほか2件であります。

一般質問につきましては、3名の議員から通告がありました。

今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定をいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、換気のための出入口の開放、議員及び傍聴者のマスク着用と手指の消毒、傍聴席を16席から半減することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○西沢可祝議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

### ◎令和3年度組合運営方針の説明

○西沢可祝議長 次に、令和3年度の会計年度を迎えるに当たり、管理者から組合運営方針について説明を聴取いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 おはようございます。

令和3年3月定例組合議会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、ありがとうございます。

本定例組合議会は、令和3年度の事業を執行する予算案をはじめとする議案をご審議いただきますが、管理者としての組合運営方針を申し述べ、議員の皆様、そして管内住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体がこれまでに経験したことのない歴史的緊急事態に直面した年でございました。感染予防の観点から、テレワークやオンライン授業、テイクアウトの普及拡大など、ライフスタイルの選択肢が多様化してまいりました。

一方、政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を法制化する方針を固めており、継続的に脱炭素社会の実現に取り組む姿勢を明確にしております。

また、気候変動の影響などで全国各地に深刻な被害が生じていることから、それらによる被害を防止、軽減するための適応策に取り組むことが急務となっております。組管内においても日頃から地震や風水害等に備えておくことが重要です。そのため、組合では、被災時の施設復旧及び平常時体制への移行を迅速かつ的確に行えるよう、令和2年度に事業継続計画を策定いたしました。令和3年度以降については、事業の継続性を確保するための方策や今後の課題について検討してまいります。

令和3年度の東埼玉資源環境組合会計予算では、対前年度比4.5%減の58億9,300万円で編

成させていただきました。

以下、主要な施策について述べさせていただきます。

安定的な財政運営の柱となる分担金については、財政計画2018で示しているとおり、昨年度に引き続き30億円としたほか、ごみ処理手数料や競争入札による電力売払いなど、自主財源の確保に努めてまいります。令和3年度においては、新型コロナウイルスの影響により、ごみ処理手数料の減収が見込まれ、また、国内の電力需給状況により電力売払い代金の減収が見込まれることから、事業の見直しや経費の節減を図るとともに、国の交付金や地方債の積極的な活用により財源を確保し、構成市町の負担の低減と平準化を図ってまいります。

環境啓発事業については、幅広い世代にとって読みやすく親しみのある広報紙やホームページづくりに努め、ごみの減量や分別、リサイクルなどに関する情報を発信してまいります。また、環境意識の高揚を図るため、構成市町の小学4年生をはじめ、多くの住民の皆様には施設見学の機会を提供するほか、管内住民や事業者と協働して開催する「環境と情報の集い（リユースまつり）」や構成市町のイベントなどを通じて啓発活動に取り組んでまいります。

第一工場ごみ処理施設の運営については、基幹設備大規模改修工事の完成から1年が経過し、順調な稼働をしております。今後も長寿命化総合計画に基づき、定期的に設備機器の点検整備や補修等工事を実施し、安全かつ安定的に稼働してまいります。

また、建物本体については、建築設備の保守管理を行うとともに、不具合が生じた機器については迅速に修繕を行い、適切な維持管理を実施してまいります。さらに、財政計画2018では、第一工場ごみ処理施設の使用期限を令和15年度までとしていることから、令和2年度に第一工場ごみ処理施設整備方針の検討を開始いたしました。令和3年度につきましても、諸条件の整理や整備手法など総合的な検討を進めてまいります。

ごみ焼却に伴い発生する焼却灰等の処理については、県内外の民間最終処分場等を活用し、適正な搬出処分を行ってまいります。

廃棄物の資源としての有効活用については、せん定枝や刈り草を用いて安定的な堆肥の生産を行い、ごみの減量や分別、リサイクルを図るとともに、堆肥の利用による有機栽培や緑化の推進にも取り組んでまいります。

第二工場ごみ処理施設の運営については、環境対策を徹底し、地域の良好な生活環境を守りながら、可燃ごみを適正に処理してまいります。また、関係法令を順守し、計画的に定期点検を実施するなど、施設の安定的な運営に努めてまいります。

第二工場汚泥再生処理センターの運営については、地域住民の生活環境の保全と公衆衛生

の向上を図りながら、し尿と汚泥を適正かつ効率的に処理してまいります。

最終処分場の運営については、第一最終処分場と第二最終処分場の包括的な民間委託による水処理施設等の適正な運転管理を行うとともに、計画的に設備機器の更新を行い、安定した施設の維持管理を実施してまいります。また、第二最終処分場については、令和3年度から覆土工事に着手いたします。

以上、主要な施策について申し上げましたが、環境を取り巻く状況は、自然災害の激甚化や頻発化、海洋プラスチック問題の深刻化など多くの課題が山積しており、これまで以上にごみの減量や分別などを推進することが求められています。

組合へのごみ搬入量は、これまでの取り組みの成果もあり、平成29年度まで減少していきましたが、平成30年度及び令和元年度は家庭系、事業系ともに増加しており、さらなるごみの減量に向けて、住民と事業者が一体となり、継続して取り組むことが重要です。組合としても構成市町と連携し、事業者向け説明会の開催や広報リユースの配架場所の拡大など、環境啓発事業の強化を図ってまいります。

今後とも循環型社会の推進や環境負荷の低減に向け、国や埼玉県、関係自治体とも連携を図りながら、適正かつ安定的な事業運営を行い、管内住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

議員の皆様、管内住民の皆様には限りないご助言とご理解、そしてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西沢可祝議長 以上で管理者の組合運営方針についての説明を終わります。

#### ◎管理者提出第1号議案ないし第3号議案の

##### 一括上程、提案理由の説明

○西沢可祝議長 次に、管理者提出第1号議案ないし第3号議案までの3件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 早速でございますが、本定例会には私から3件の議案をご提案申し上げます。

おりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第1号議案 東埼玉資源環境組合副管理者の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、東埼玉資源環境組合副管理者、瀧田賢氏が令和3年3月31日をもちまして任期満了となりますことから、引き続き同氏を副管理者として選任することにつきまして、組合規約第14条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴等詳細につきましては、大変恐縮に存じますが、お手元の議案書をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

次に、第2号議案 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをご覧いただきたいと存じます。

このたびの補正予算では3億4,970万円を減額いたしますが、歳入では分担金の減額のほか、決算見込みによる使用料及び手数料などの整理が主なもので、歳出では事業費の確定に伴う整理が主なものでございます。

14ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金では、令和元年度分の原子力損害弁償金が支払われたため、3,600万円を減額いたします。

2款使用料及び手数料では1億3,700万円を減額いたしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、事業系ごみの搬入量が減少したためでございます。

16ページとなりますが、8款組合債では9,790万円を減額いたしますが、第一工場ごみ処理施設整備事業等の事業費の確定に伴う整理でございます。

28ページをご覧いただきたいと存じます。

次に、歳出でございますが、2款総務費から34ページの5款基金積立金までにつきましては、それぞれ事業費の確定などに伴う整理及び新型コロナウイルス感染症の拡大による事業の中止に伴う減額でございますので、事業別補正予算説明書をご覧いただきまして、ご了承賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、8ページにお戻りいただきたいと存じます。

続きまして、地方債補正は2件でございますが、第一工場ごみ処理施設整備事業と最終処分場施設整備事業で、事業費の確定に伴う限度額の変更となっております。

次に、第3号議案 令和3年度東埼玉資源環境組合会計予算についてご説明申し上げます。  
予算書及び予算説明書の10ページをご覧くださいと存じます。

令和3年度の予算規模は、対前年度比4.5%減の58億9,300万円でございます。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

16ページをご覧くださいと存じます。

1款分担金及び負担金は5市1町からの分担金でございますが、前年度と同額の30億円でございます。

2款使用料及び手数料は事業系ごみのごみ処理手数料でございますが、対前年度比1億1,200万円減の13億6,000万円でございます。

3款国庫支出金は最終処分場の放射性物質検査委託料に対するモニタリング事業費補助金で、対前年度比5万円増の42万円でございます。

18ページとなりますが、4款財産収入の2項財産売却収入では、電力売払い代金などで、対前年度比1億9,050万円減の5億9,350万円でございます。

20ページとなりますが、7款諸収入の2項雑入では、社会福祉法人憩いの里への熱供給に対する実費徴収金などで、対前年度比556万円減の307万円でございます。

8款組合債は、1目第一工場ごみ処理施設整備事業債2億6,880万円と2目最終処分場施設整備事業債1,280万円を合わせて2億8,160万円でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、50ページをご覧くださいと存じます。

1款議会費では、議会運営の諸経費などを計上しております。

56ページとなりますが、2款総務費の第一工場施設等管理費では、消防設備や空調機などの修繕料のほか、庁舎等清掃委託料など施設の維持管理のための経費が主なもので、1億756万円を計上しております。

66ページとなりますが、3款事業費、1項事業費、2目第一工場廃棄物処理費の第一工場ごみ処理事業では、ごみ処理施設運転委託料4億800万円、灰等搬出処分委託料7億9,000万円、焼却炉定期補修等工事費4億7,300万円などプラント運転経費を計上し、25億2,535万円でございます。

68ページとなりますが、第一工場発電事業では、発電設備定期補修等工事費8億500万円が主なもので、9億8,882万円を計上しております。

堆肥化事業では、堆肥化設備定期補修等工事費1,000万円が主なもので、2,105万円を計上



しております。

72ページとなりますが、4目第二工場廃棄物処理費の第二工場ごみ処理事業では、施設の運営とプラント運転を行うためのごみ処理施設運営委託料1億3,600万円を計上しております。

第二工場汚泥再生処理事業では、生し尿と浄化槽汚泥処理経費として、施設全体の運営とプラント運転を行うための汚泥再生処理センター運営委託料9,400万円が主なもので、1億1,000万円を計上しております。

最終処分場埋立事業では、継続的に安定した運転を行うための最終処分場運転委託料4,840万円と第二最終処分場の最終処分場覆土工事費9,500万円が主なもので、1億6,212万円を計上しております。

74ページとなりますが、4款公債費では、長期債を償還する元金11億8,600万円と、利子2,880万円を計上しております。

5款基金積立金の廃棄物処理施設整備基金費では、基金運用利子分として420万円を計上しております。

6款予備費につきましては、前年度同額の3,000万円としております。

恐れ入りますが、8ページにお戻りいただきたいと存じます。

地方債につきましては、第一工場ごみ処理施設整備事業と最終処分場施設整備事業の2件で、起債の目的、限度額などは予算書をご覧くださいまして、ご了承賜りたいと存じます。

以上、ご説明申し上げましたが、十分ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。私からの提案説明を終わらせていただきます。

○西沢可祝議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、議案審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

◎開議の宣告

○西沢可祝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎組合行政に対する一般質問

○西沢可祝議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

16番、鈴木勉議員。

〔16番 鈴木 勉議員登壇〕

○16番 鈴木 勉議員 おはようございます。16番議員の松伏町選出の鈴木勉でございます。

私のほうからは、当組合の分担金負担割合の早期是正について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、現行の分担金割合は平等割15%、搬入割85%となっております。しかし、平等割15%は小規模自治体にとって極めて不利な制度となっており、公正、公平な負担割合になっているとは言い難い状況にあります。構成自治体の人口規模に大きな格差があり、その人口規模はほぼ搬入割に比例するわけですが、平等割は人口及び財政規模の小さい当該自治体にとっては負担の重い分担金割合となっております。

したがって、当組合の分担金割合の平等割は5%以下に引下げ、搬入割は90%以上にするのが不可欠と判断されます。勝手な判断と言われるかもしれませんが、妥当な判断ではないかというふうに思います。

以上のことから、分担金は自治体間規模の格差及び小規模自治体に配慮した割合に早期是正すべきと考えます。以上について当組合執行部の見解をお伺いいたします。

すみません、訂正で、搬入割については95%以上ということをお尋ねしているわけですが、90というふうに発言してしまったことをお詫びして訂正いたします。よろしくお願いたします。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの鈴木議員さんのご質問にお答えいたします。

分担金の割合については、東埼玉資源環境組合規約第19条に、平等割15%、搬入割85%の割合をもって組合市町が負担するものと規定されています。ご案内のとおり、分担金の割合を変更する場合には、組合規約の変更が必要となり、組合市町の議会の議決を経て決定されるものであります。

現在、分担金割合に至る経緯については、組合が設立された昭和40年度は平等割30%、人口割70%でしたが、昭和49年度に平等割15%、人口割85%に改正されております。さらに、昭和59年度の改正により、人口割を搬入割に移行し、昭和61年度からは現在の平等割15%、搬入割85%となっております。

搬入割算定の基礎となる搬入量は、前年の1月から12月までの組合市町のごみとし尿の搬入量となっており、減量化の取り組みに応じて分担金に反映される仕組みとなっております。

また、平等割については、ごみやし尿を共同で処理するため、組合組織の運営や組合市町に対する共通の事務等に係る経費を平等に負担するものとして認識いたしております。

これまで理事会においては、分担金の経緯や他団体の調査結果などについて複数回にわたって事務局から報告を受け、協議を行っておりますが、分担金に関わる組合規約の変更については、構成市町の予算に大きく影響する内容であり、各市町の議会の議決を経て決定されるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

16番、鈴木勉議員。

○16番 鈴木 勉議員 各市町の議会の議決が必要だということでお話がありましたけれども、まず、この間の理事会なりで当然これを議論はなされてきたと思うんですけども、その中でどのような議論がなされて、それでどういう方向にいくべきか、一致点は何だったのか、意見の相違点はこういったところにあったのか、その点のまず経緯をご説明願えればというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、共同処理しているからということですが、今までのこの流れを見て説明されましたけれども、私から見ると、昭和49年度に平等割15%、人口割85%となってからほぼこの形がベースになってずっときていると。人口割というのはほぼ搬入割に近い形ですから、搬入割とほぼ比例しますから、およそ47年間、約もう半世紀にわたってその制度がずっときているというところで、もうそろそろ手直しする時期にきているのではない

かということと思うんですが、その点についてどのように考えるかをお示し願いたいというふうに思います。

次に、あと、やはり構成自治体のやはり人口の格差、規模の格差が結構、最大、越谷市さんは34万人の人口を抱えていると。松伏町では2万8,000人台という形で、12倍近くになると思いますけれども、それだけ大きな格差がある。もちろんほかの吉川市にしても八潮市にしても、バランス的にはこの構成自治体の規模があまりにも、ばらけているというのも変ですけれども、差がある現状ということ踏まえると、共同処理だからというのは、あまりいつまでもそれを持ち込んでいたら議論が前に進まないんじゃないかなと思うんですけれども、その点について考えをお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

質問のお答え、順番違いますが、5市1町で共同処理しているということは現実的な話でございまして、これが支障を来すようなことは私はないと思っておりますので、これからもこのごみ処理については共同処理をしていくことが好ましいなど、こう私は考えておりますので、まずはその点についてはご理解をいただきたいと思えます。

49年度から15%、今日まで四十数年同じ率じゃないかと、変える必要があるんじゃないかとご質問ございますが、これらについては全く否定する話でもございませんし、見直しは常に行うことは大事でございまして、それについては私もこの場でお答えをしまいたして、これについては協議を進めてきております。

しかし、この共同処理については、今事務方でいろいろと他のいわゆる共同処理しているところの分担金、負担金等について、どういう形態であるかということについては調査をいたしておりまして、それらデータを基にしながらこれから理事会でいろいろと議論をして、そして皆さんに説明のできるような対応をしていきたいということでございますが、今まだ理事会の中におきましても、調査のデータを基に説明を事務方から聞き取って、それについてどうするかという議論まではまだ至っておりません。ですので、これから5市1町の議会でご理解をいただくためには、まずは理事会でしっかりとした認識を持って、それぞれの理事の皆さんが持ち帰って、5市1町の議会の皆さんに十分ご理解いただけるような対応をし

ていかなければならない、こういうことをごさいますて、現在のところまだ理事会においても十分素案を詰めるという段階にはまだ至っておりませんので、皆さんの気持ちは分かるわけですが、これらについては、先ほど答弁申し上げましたように、各構成市町の財政に大きな影響をもたらす話でございますので、これらについては慎重にも慎重に議論をしながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

16番、鈴木勉議員。

○16番 鈴木 勉議員 現在、ほかの事務組合の調査をしているということですが、まずこの調査はいつ頃までにある程度調査を終了する予定なのか、見込みなのか、その点をまずお聞きしたいというふうに思います。

あとは、ちょっと要望になりますけれども、くれぐれもやはり人口のそれぞれ構成自治体の、同程度の自治体が集まった事務組合でしたらそれでもそんなに問題はないと思いますけれども、これだけばらつきがあるということに加えて、小規模の自治体は松伏町のように2万8,000人程度しか人口がないと。当然財政規模も小さいと。そういったところが存在するというのをやはりぜひとも、頭の隅じゃいけないので、頭を中心に少しちゃんと捉えた上で考えていただきたいというふうに、その点は要望して、あと、前段のはちょっといつ頃なのかお聞きしたいというふうに思います。

○西沢可祝議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えをいたします。

いつまで調査をするんだというご質問でございますが、現在はいろいろと構成している組合等の調査をして、数字を皆さんに理事会の中で示して状況を認識をしていただいておりますので、十分にそれらのデータを基に、理事会の中でできるだけ早く協議をしたいと思っておりますが、理事会でさらに検討させていただきたいと思っております。

○西沢可祝議長 次に、1番、福田晃議員。

〔1番 福田 晃議員登壇〕

○1番 福田 晃議員 議長の許可をいただきましたので、事前に通告いたしました2点につ

いて順次質問をさせていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてです。

政府は首都圏に発令していた新型コロナウイルスの緊急事態宣言を22日午前0時に全面解除しましたが、世間では既に第4波が来るのではないかと、地域によっては既に第4波に入っているのではないかとされています。そして、感染力が高い変異株による感染が既に広がり始めていると言われており、まだまだ予断を許さない状況です。

そこで、改めて質問したいと思います。東埼玉資源環境組合ではどのような新型コロナウイルス感染症拡大防止策を取ってきたのか、お尋ねをいたします。

そして、先日から複数の場所で変異株を含む集団感染が発生したとのニュースが報道されています。第一工場や第二工場などにおいては、施設の管理運営業務を委託していると認識をしていますが、もし委託会社の従業員の方々の間にクラスターが発生した場合、最悪、焼却炉等の運転に支障が出て、ごみなどの処理ができない事態に陥る可能性もあるのではないかと考えております。

そこで質問ですが、クラスター発生時に備え、どのように対応策が考えられているのか、管理者にお尋ねをいたします。

次に、2点目として、LEDの導入状況について確認します。

東埼玉資源環境組合では、ごみの削減はもちろんのこと、エコバッグの利用促進や食品ロスの削減なども地域住民の方々に呼びかけており、環境に配慮した取組を積極的に行っている組織だと理解をしています。そのような中、世間ではLEDによる電気料金の削減に合わせて、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化防止への貢献をしている企業が増えてきております。

そこで質問ですが、第一工場、第二工場におけるLEDの導入状況とその効果について、管理者にお尋ねいたします。

質問は以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの福田議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてのお尋ねでございますが、組合では、在宅勤務及びサテライトオフィスへの取り組みや、空間に余裕を持たせた会議会場の設営、郵便入札の推進など、いわゆる3密対策を講じるとともに、職員に対して出勤前に検温

を実施し、37.5度以上では出勤をしないこと、出勤時にはマスクを着用することを周知し、職場内感染対策に取り組んでおります。

また、組合を訪れる展望台来館者や堆肥購入者に対しては、マスクを着用すること、手指消毒を行うこと、ソーシャルディスタンスを保つことを徹底していただくこととし、組合としましては、アルコール消毒剤の配置を充実させるとともに、展望台フロアでは、人との接触機会を軽減する方策として一方通行とするなどの措置を講じております。

運営委託会社についてでございますが、第一工場、第二工場ともに、運転職員は24時間運転監視する4班2交代勤務で業務を行っており、組合職員と同様の対策を講じており、クラスターを発生させないような対策に取り組んでおります。

また、感染者が確認された場合に備えた体制を構築するなど、運転業務に支障を来すことがないように、事業継続の対策をしております。

今後につきましても、埼玉県や構成市町の感染防止対策の動向を注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うとともに、感染発生時におきましても、安全で安定したごみ処理事業の継続に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、LEDの導入状況についてのお尋ねでございますが、LED照明灯はCO<sub>2</sub>の排出量が少なく、水銀を使用していないことから、環境に優しく、また一般の蛍光灯に比べ、消費電力が抑えられ、かつ長寿命という特性を有しております。このようなことから、近年建設される施設の照明にはLEDを採用しており、組合施設でも、第二工場ごみ処理施設及び汚泥再生処理センターの管理棟や見学者通路などにつきましてはLED照明を導入しております。

一方、第一工場ごみ処理施設の照明につきましては、稼働から25年が経過していることから、照明器具の不具合が頻繁に生じており、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、令和元年度からLED照明への改修に着手いたしました。

LED照明器具の改修には、初期投資を抑制できるレンタル方式もございますが、一般的に5年間のレンタル期間を過ぎると購入価格を上回ると試算されていることから、組合ではLED照明器具を購入いたしました。

今後の照明機器の設置に当たりましては、他の自治体の取り組み状況など、費用対効果の検討を図りながら、環境に配慮したLED照明の導入を順次進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

1 番、福田晃議員。

○1 番 福田 晃議員 ご答弁ありがとうございました。

1 点、感染症防止対策の委託会社の件について再質問させていただきますけれども、先ほど4班2交代でやっているというお話がありましたが、例えば1つの班が感染者が出て、そこにいた方が感染者になりましたというときには、ほかの班の方が出てきて対応するという理解でいいのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○西沢可祝議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○西沢可祝議長 事務局長。

[深井久光事務局長登壇]

○深井久光事務局長 それでは、福田議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

委託会社の班体制の関係でございますが、4班体制で今現状は運転をしておりますが、例えばクラスターが生じたということがあれば、3班体制という形にはなりますが、クラスターが起きないように、班体制の交代のときに、代表者の引継ぎ事項だったり、その辺の状況を工夫をしながら運転のほう、安全、安定に処理しながら運転しております。

もしクラスターが生じたということになれば、また運転の本社業務なりの工場の委託運転者がいて、その辺の連携体制は取っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○西沢可祝議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

1 番、福田晃議員。

○1 番 福田 晃議員 ご答弁ありがとうございました。

最後の質問になりますけれども、今、班の編成を変えたりとか、例えば本社のほうと連携を取っているというご答弁でございました。クラスターが起きた場合はそのような対応をされるんだろうなというふうに思いますけれども、そういった対応を業者さんが取ってくれるということを、何のエビデンスをもって、例えば契約書でそういう縛りがあるのか、それともマニュアル等でそういうことがしっかりと明記されているのか、そのあたりについて確認をさせていただきたいと思います。



○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましても事務局長から答弁申し上げます。

○西沢可祝議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、福田議員さんの再々質問にお答えをさせていただきます。

業務委託の契約の中で、必要な人員を配置するという形の契約事項に万全を期することになっています。その中で、今般の新型コロナウイルス感染症におきましては、委託会社から新型コロナウイルス感染症対策の方策が提示されており、運転を継続するための人員の確保等についても、それに基づいて業務を行っております。

今後につきましても、職員及びその家族の感染状況等を情報共有し、感染防止に努め、安全で安定したごみ処理事業を継続してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○西沢可祝議長 次に、11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の許可がありましたので、通告に従って一般質問を行います。

3月9日、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案が閣議決定され、現在開会中である第204回通常国会に提出される予定となっています。本法律案は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じようとするものです。

現在組合ではプラスチックごみは燃えるごみとして焼却されていますが、この法律成立後について、以下3点伺います。

①組合で処理される焼却ごみの中で、プラスチックごみの占める割合、過去3年分をお示しくください。

②として、現在焼却しているプラスチックごみが、再資源化の方向に進むとなれば、今後の処理体制に大きく影響を及ぼすと考えられますが、今後の焼却炉の新設も含めて、組合のお考えを伺います

③として、分別回収は市町村とされていますが、再資源化計画策定は複数の市町村で実施

が可能となっています。5市1町で共同して行うことについて、組合のお考えを伺います。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの矢澤議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律成立後のプラスチックごみについてのお尋ねのうち、組合で処理される焼却ごみの中でプラスチックごみの占める割合についてでございますが、プラスチックごみの搬入割合といたしましては、組合で実施しております、ごみピット内のごみを11種類に分類するごみ質等分析で確認しており、プラスチック類の平均値は、平成29年度22.0%、平成30年度22.2%、令和元年度21.7%となっております。

次に、プラスチックごみ再資源化の方向に進んだ場合、今後の処理体制への影響は、についてでございますが、可燃物として組合に搬入されるごみ量が減少し、炉の稼働率も減少することから、定期点検や補修工事の期間を十分に確保できるなど、より安定かつ効率的な運転が可能となります。

また、プラスチック成分に含まれるポリ塩化物が少なくなることから、燃焼時に発生する排ガス中の塩化水素濃度が現状よりも減少し、環境負荷の低減につながることを考えられます。

新たなごみ処理施設の建設等につきましては、国や県の動向を注視しながら、令和6年度までに予定している財政計画の見直しの中で検討してまいります。

次に、再資源化計画策定を市町共同で作成することへの組合の考えは、についてでございますが、法律案において、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロの目標達成に向け、国と地方が一体となって取り組むべき課題と考えております。

これを踏まえ、5市1町で共同して再資源化計画を策定していくことにより、組合管内で統一的にプラスチックごみの削減を促進できることが期待できますので、組合といたしましても構成市町と連携しながら調査研究してまいります。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 それでは、②のほう、いろいろ今、焼却炉の余裕ができるので余裕をもって点検もできるといったいろいろありましたけれども、当然これ今後、令和6年度までに新しい財政計画をつくるわけですが、その際に、やはりこれでは、①のところ報告ありましたけれども、20%ぐらいプラスチックのごみがあるわけですね。そうすると、全体の量が減っていくわけですから、今4炉体制ですけれども、それが3炉になるとか、そういったことも含めて検討していかなければいけないのではないのかと思うんです。

それで、それは新しい第一工場の新焼却場のことなんですが、ただこれがまだ成立していないわけですが、報道では、成立すれば来年度から実施するというような報道になっていますので、そうすると、現在の第一工場、それは、今プラスチック燃やしてしまっているわけですが、それがどういうふうに、つまり現状のまま燃やし続けていくのか、その新しい炉をつくるまで。それともどこかで、来年度からは無理としても、もう早い段階でそういった方向に変えていくのか、その辺についてはどんなお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

それから、③については今非常に期待できるような答えがあったので、ぜひそういった方向に向けて5市1町で共同してやっていただきたいと思うんですが、それにはやはり各市町の共通の、例えばプラスチックに対する回収方法とか、同じ基準でやらないといけないと思うんです。その辺の課題はどんなことが考えられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○西沢可祝議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 再質問にお答えいたします。

法案成立後、どういうふうな対応をすべきかということについては、しっかりと考えていかなくはなりませんけれども、一概に法律ができたからといって、プラスチックごみが減るわけじゃありませんので、それについてはどういうふうな処理をするかというのは、当面私も直接関わってくるわけですから、そのいわゆる経過といいますか、そういったものについては、十分その法律の趣旨と、今後どういう対応をすべきかということについては、当組合に限らず全国的にあるわけですから、それらについては十分、法律施行に当たっては慎重に受け止めながら対応していきたいと思っております。

また、5市1町で共同処理することについては、当然CO<sub>2</sub>削減の大きな課題でございますので、5市1町それぞれが考えることでございますが、ここは5市1町共同してこの処分をしておりますので、共通認識は十分高まっておると思っておりますので、担当者で十分議論しながら協議をして、しかるべき方策を見出していきたいと、こう思っておりますので、今それ以上のことは申し上げられませんが、十分5市1町の連携はこれからも大切にしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

以上で一般質問を終結いたします。

#### ◎管理者提出第1号議案の質疑

○西沢可祝議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

この際、瀧田賢副管理者の退席を求めます。

〔瀧田 賢副管理者退席〕

○西沢可祝議長 管理者提出第1号議案 東埼玉資源環境組合副管理者の選任につき同意を求めることについて、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

瀧田賢副管理者の入場、着席を許可いたします。

〔瀧田 賢副管理者入場・着席〕

#### ◎管理者提出第2号議案の質疑

○西沢可祝議長 管理者提出第2号議案 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第3号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第3号議案の質疑

○西沢可祝議長 管理者提出第3号議案 令和3年度東埼玉資源環境組合会計予算について、  
質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、第3号議案 令和3年度東埼玉  
資源環境組合会計予算について1点質疑いたします。

事業別予算説明書の43ページ、そこに給与関係の明細がございますが、その他の手当のところ  
で住居手当というのがありまして、国の基準と違うというふうに書かれております。その  
内容が、新築購入（5年間）は5,500円、月額ですね、それから、借家、借間及び新築購  
入以外の職員4,000円とあります。

まずお聞きしたいのはそれぞれの対象人数です。令和3年度における新築購入の対象とな  
る方、それから、借家、借間の方と、それから新築購入以外の職員ということは、持家の方  
にも4,000円ということだと思っておりますが、それぞれの対象人数をお聞かせください。

それから、②として、総務省は2009年12月に、人事院の勧告に基づいて持家手当を廃止し  
ておりまして、総務省では各自治体に持家手当の見直しを求めてきております。多くの自治  
体が廃止に踏み切っているわけですが、県内でも現在実施している自治体は16団体というこ  
とで、非常に64自治体の中では少数派となっております。そのことで、今後組合では廃止を  
する予定はあるのかどうか、以上についてお尋ねします。

○西沢可祝議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

住居手当の関係につきまして、具体的な数値については事務局長から答弁申し上げます。

なお、最後にありました廃止の予定ということについては、これはいろいろな経過がござ

いまして、今日まで国では廃止されましたけれども、執行しているのは事実でございます。  
これらについては一方的に廃止ということをお私から言う前に、当該組合もありますから、組合とも十分協議しながら、どうあるべきかということについて、今後検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○西沢可祝議長 事務局長。

[深井久光事務局長登壇]

○深井久光事務局長 矢澤議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

誠に申し訳ございませんが、その数字については今持ち合わせてございませんので、後ほどご報告をさせていただくことでご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 いろいろな経緯があつてやっていることなんです、確かに組合の手当とか給料とかいろいろ越谷市に準じているんです。だから、越谷市が変えない限りこちらでも変えないという話になると思うんです。

それで、ただ、組合というのは5市1町の分担金で運営しているわけですから、越谷市とはまた別の公共団体というか、いわゆる地方公共団体の一つということですよ、地方自治法上からすれば。それなので、例えば期末手当の値上げのときは人事院勧告に従ってというふうに言っているわけなので、今回のこの住居手当についても、総務省が人事院勧告の中でも指摘しているわけです。それで、現在全国でも、令和2年4月1日時点で178自治体、全国1,788の中でもう10%、非常に少数派ということなんです。

ですので、やはり草加市も八潮も今度の3月で改正したんですけれども、草加市は去年の10月改正しています。ということで、なるべく、やはり片方、期末手当を上げたり下げたりするときは人事院勧告に従って、こういうことについては従わないというのは、何かやはり一定の理解が得られないんじゃないかと思うんです。

それなので、ぜひ早期にこの問題については解決していただきたいと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○西沢可祝議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

越谷の職員に準じて当組合も実行しているということについては、決して損をしているわけではありません。越谷市がまだ実行、継続しておるものですから、こちらも継続しているということで、こちらは議会もありますから、できないことはないわけですが、基本的なルールとして準じて行っておりますので、どちらにしろ、動向をきちんと見極めながら、当組合の対応についても対応してまいりたいと、こう思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○西沢可祝議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 協議中ということなんだと思うんですが、いつ頃までにこれを廃止するというか、一度に廃止するのではなくて、やはり段階的にという、そういう自治体も多いようですので、そういう方向を含めて、いつ頃までに結論を出す予定でしょうか。

○西沢可祝議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 住宅手当の支給については、越谷の組合ともよく議論しながら検討していきたいと思っておりますので、いつまでということについては私も言い切れませんので、しばしお時間をいただきたいと思っております。

なお、住宅手当等についての該当者の数値が分かったようでございますので、事務局長から答弁させていただきます。

○西沢可祝議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、矢澤議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの住居手当の関係でございますが、新築購入の5,500円は4人でございます。次の借家、新築購入以外の職員につきましては29人という形でございます。当初予算という形になりますので、人事異動、その辺の関係があれば変更とはなりますけれども、一応この内容でございます。

以上でございます。

○西沢可祝議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

**◎管理者提出第1号議案ないし第3号議案の  
委員会付託の省略**

○西沢可祝議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第1号議案ないし第3号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案ないし第3号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

**◎管理者提出第1号議案の討論、採決**

○西沢可祝議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第1号議案 東埼玉資源環境組合副管理者の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

瀧田賢副管理者の退席を求めます。

〔瀧田 賢副管理者退席〕

○西沢可祝議長 お諮りいたします。

本件は人事に関する案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続いて、採決に入ります。



本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○西沢可祝議長 起立全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

瀧田賢副管理者の入場、着席を許可いたします。

〔瀧田 賢副管理者入場・着席〕

### ◎副管理者就任挨拶

○西沢可祝議長 この際、副管理者に選任されました瀧田賢副管理者のご挨拶をお願いいたします。

〔瀧田 賢副管理者登壇〕

○瀧田 賢副管理者 貴重なお時間をいただき、大変恐縮に存じますが、議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま議員の皆様から選任のご同意を賜りましてありがとうございました。引き続き組合の副管理者として重責を担っていくことになり、改めてその職責の重さと責任を痛感しているところでございます。管理者を補佐し、組合の発展と安定した運営に向けて全力で取り組んでまいります。今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。再任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

### ◎管理者提出第2号議案の討論、採決

○西沢可祝議長 管理者提出第2号議案 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第3号）について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西沢可祝議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

### ◎管理者提出第3号議案の討論、採決

○西沢可祝議長 管理者提出第3号議案 令和3年度東埼玉資源環境組合会計予算について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西沢可祝議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

### ◎諸般の報告

○西沢可祝議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

### ◎特定事件の議会運営委員会付託

○西沢可祝議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項とし

て議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○西沢可祝議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

#### ◎閉議の宣告

○西沢可祝議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

#### ◎管理者挨拶

○西沢可祝議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 3月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、私からご提案申し上げました3議案につきまして、慎重にご審議を賜り、原案のとおりご決定いただき、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みますと、依然として予断を許さない状況が続いておりますが、当組合としましては、引き続き密を避けるなど感染症防止対策を行いつつ、安全で安定的な廃棄物処理事業を実施してまいります。

議員の皆様には時節柄健康に十分ご留意いただき、一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げますとともに、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

○西沢可祝議長 これにて、令和3年3月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 11 時 39 分 閉会